



国近整滋一管第 97号
平成27年10月23日

大津市日吉台学区自治連合会長 様

国土交通省 近畿地方整備局
滋賀国道事務所長



平成27年度大津市日吉台学区自治連合会要望書について（回答）

平素は道路行政について格別のご理解ご協力を頂き厚く御礼申しあげます。

堅田維持出張所にご提出いただきました、平成27年度 日吉台学区自治連合会の要望書について、下記のとおり回答いたします。

記

昭和55年、湖西道路の排ガス等の問題を心配する有志による「対策委員会」が設置され、日吉台一丁目自治会と道路公団による話し合いの結果、「騒音・排ガス対策・美観」の観点から防護壁と樹木にすることに決定して以来、今日で30余年が経過し、当初の住民の願いどおりの森に成長したが、樹木が高くそびえ鬱蒼としてきたことも事実である。

（番号1）

そこで、高くそびえ立つ樹木の剪定に際して、騒音・排気ガス対策に有効な樹木の高さは何mが適当かを全国の例を参考に回答いただきたい。

※昨年設置された防音壁（3m）でも騒音がうるさいとの声が、道路から離れた住民からも聞かれる。

（回答）

騒音について、樹木による低減効果があることはほぼ確実と考えておりますが、予測計算等の知見が確立していないため、樹木高との関連を分析した文献は確認できません。

また排気ガスについては、大気汚染軽減に対する植樹帯の効果として、定性的には大気汚染物質の植物による吸着や車道端と官民境界の距離が開くことによる距離減衰等があると考えられますが、これらの効果について有効な樹木高に関する知見はございません。

沿道の皆様の意向を尊重しつつ、景観面、通行車両等の安全面、予算等も踏まえ適切な維持管理を行ってまいります。

（番号2）

一方で、高層化した樹木の剪定をお願いしたい。

但し、番号1での適切な高さに揃えて剪定いただく場合、高さや剪定期期については各自治会へ事前に必ず連絡をお願いしたい。

（回答）

樹木の剪定については、近年維持コストの縮減により、直轄国道の維持管理では高木・

中低木の剪定は原則として3年間に1回としており、当該区間についてはこれまで要望書をいただき2年に1回行っているところです。

予算が厳しいこともあり、今年度に全てを行うことはできませんが、自治会と事前に調整のうえ剪定を行いますので、ご理解をお願いいたします。

(番 号 3)

道路近くの住宅は、特に落ち葉や湿気による害虫の駆除などの処理を行わねばならないため、随時に下草を刈るなど風通しを良くするなど環境の保全をお願いしたい。

(回 答)

自治会と調整のうえ、適切に管理を行ってまいります。